

第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- ひとり親家庭とは、満20歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭のことを指します。
- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家族や生活の様々な課題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- 平成13年3月、都は、ひとり親家庭に対する就労支援策を重点的に推進するため、「東京都ひとり親家庭就労支援計画」を策定しました。
- 平成14年には、「母子及び寡婦福祉法」（以下「母子寡婦法」といいます。）が改正され、都道府県の母子及び寡婦の自立支援計画策定が規定されました。
- また、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援等に関する都道府県行動計画を定めることとなりました。
- 都は、これを踏まえ、「次世代育成支援東京都行動計画」に併せて、平成17年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、平成22年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」（以下「第2期計画」といいます。）を策定し、ひとり親家庭の特性を踏まえた様々な施策を展開してきました。
- 平成25年3月に、ひとり親家庭が子育てと就業との両立が困難であること等を踏まえ、安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされるよう、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されるとともに、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上の

ための措置に関する基本的な方針」が改正されました。

- 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」については、母子寡婦法の改正などを踏まえた取組を強化するため、改正が予定されています。
- 平成 26 年 4 月に、「母子寡婦法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦法」といいます。）に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。
- また、平成 26 年 8 月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月施行）に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「貧困大綱」といいます。）が示されました。この大綱では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することとされています。
- 平成 27 年 4 月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に応じる自立相談支援事業をはじめ、生活訓練や社会訓練等を含めた就労準備支援事業、生活困窮世帯への家計相談支援事業や子どもの学習支援事業などを内容とする「生活困窮者自立支援法」が施行されます。
- 都においても、平成 26 年 12 月に「東京都長期ビジョン」を策定し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、生活相談や就労支援とともに、学習支援を実施することとしています。
- 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）は、こうした動きを踏まえ、ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、「母子父子寡婦法」第 12 条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づいて策定するものです。
- 「東京都長期ビジョン」や「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づいて都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」をはじめ、関連する計画との整合性を図っています。
- また、子供の貧困への対策として、貧困大綱に示されたひとり親家庭への支援策についても、盛り込んでいきます。「生活困窮者自立支援法」に基づく取組とも連携を図ります。

(3) 計画期間

- 本計画は、平成 27 年度を初年度とする平成 31 年度までの 5 年間の計画です。

(4) 本計画の理念と施策分野

- 本計画では、これまでの計画の理念と体系を継承し、以下3つの理念のもと、4つの施策分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備する。
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

(5) 第3期計画策定に当たっての視点

- ひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、次の4つの視点から、計画を策定します。

1 各家庭の状況に応じた自立に向けての支援

- ひとり親家庭は、就業率は高いものの非正規雇用の割合が高く、稼働所得が低い状況にあります。このため、それぞれの実情に応じた自立目標を立て、個別的・継続的な就労支援を実施していきます。
- ひとり親家庭は、離婚や配偶者暴力被害などの影響により、精神的な面での回復に時間を要する場合もあり、それぞれの状況を理解した上で必要な支援を実施していきます。

2 母子家庭・父子家庭の特性を踏まえた支援

- 都は、従来より、父子家庭を含むひとり親家庭を支援してきました。国においても段階的に父子家庭への支援を拡充し、平成26年の「母子寡婦法」の改正をもって、母子家庭とほぼ同等の支援内容となりました。
- 母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。法改正も踏まえ、母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進めていきます。
- 必要な家庭へ支援を確実に届けるため、広報・普及啓発の強化を図ります。

3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

- 子供の将来が生まれ育った家庭の事情によって左右されることのないよう、養育環境の整備や、将来の自立に向けた就業支援、教育の機会の確保など、子供の健全な育成を支えるための施策を展開していきます。
- ひとり親家庭に育つ子供たちの多くは、親との離別などの喪失体験を有していることから、きめ細かな支援をしていきます。
- 両親間の配偶者暴力や虐待などの状況に置かれた場合、子供の権利を守りつつ、特別な配慮をしながら、健全育成を図っていきます。

4 関係機関の連携強化

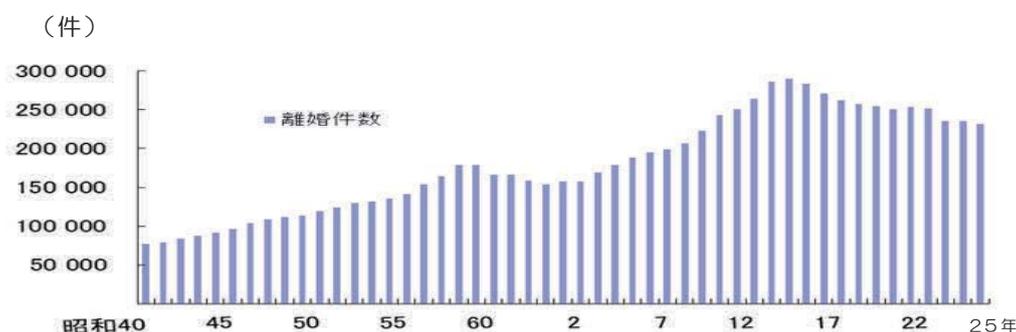
- ひとり親家庭が地域で生活し、自立した生活を送るためには、ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、子育て支援、就業支援、生活保護、女性相談、法律相談などに関わる機関が連携し、様々な支援策を活用して重層的に支えることが重要です。
- 関係機関の連携を強化し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援していきます。

2 東京のひとり親家庭の状況

(1) 離婚件数の推移

- 「人口動態統計」(厚生労働省)によると、全国の離婚件数は、平成14年の289,836件をピークに減少傾向にあり、平成25年には231,383件となっています(図表1)。

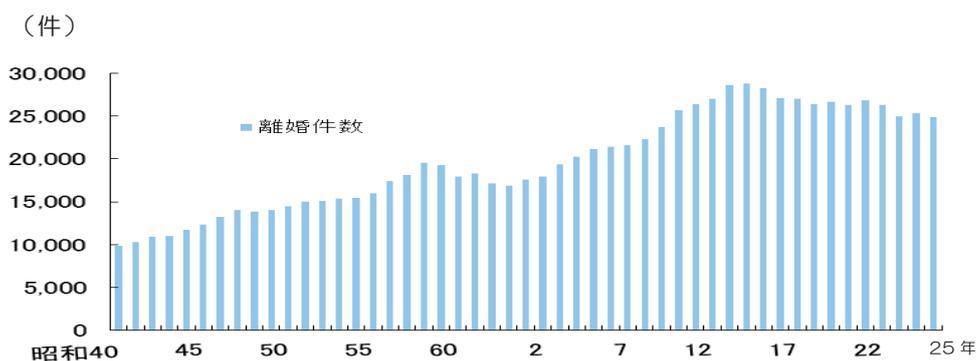
図表1 離婚件数の推移(全国・昭和40年～平成25年)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚件数も、全国と同様、平成14年の28,780件をピークに減少傾向にあり、平成25年には、24,855件となっています(図表2)。

図表2 離婚件数の推移(東京・昭和40年～平成25年)



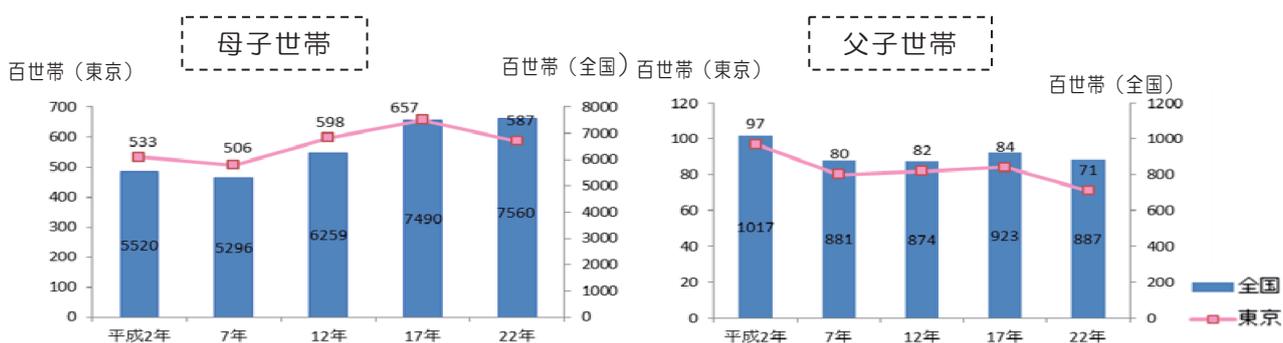
資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚率(人口千人当たりの年間離婚件数)は、常に全国を上回っており、平成25年は、東京1.92、全国1.84となっています。
- 平成25年の一年間に、親が離婚をした子供(20歳未満)は、東京では18,689人となっています。

(2) ひとり親家庭の数

- 「国勢調査」(総務省)によると、平成22年の全国のひとり親家庭は、母子世帯が755,972世帯、父子世帯が88,689世帯となっています。
- 東京のひとり親家庭は、母子世帯58,706世帯、父子世帯7,108世帯となっています。全体の世帯に占める割合は、母子世帯0.9%、父子世帯0.1%となっています(図表3)。

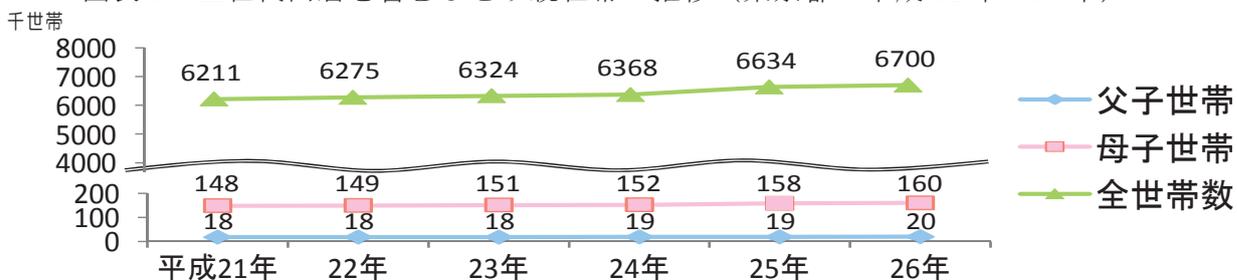
図表3 母子世帯・父子世帯の推移(全国・東京都 平成2年~22年)



資料：総務省「国勢調査」

- 「国勢調査」による母子・父子世帯の把握数には、いわゆる「三世代同居」等は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査(平成14年度までは「社会福祉基礎調査」)による、三世代同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体の数を試算しています。
- 平成26年の都内の三世代同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯159,500世帯(全世帯の2.38%)、父子世帯19,500世帯(同0.29%)と推計されます(図表4)。

図表4 三世代同居を含むひとり親世帯の推移(東京都 平成21年~26年)



資料：東京都福祉保健局調べ

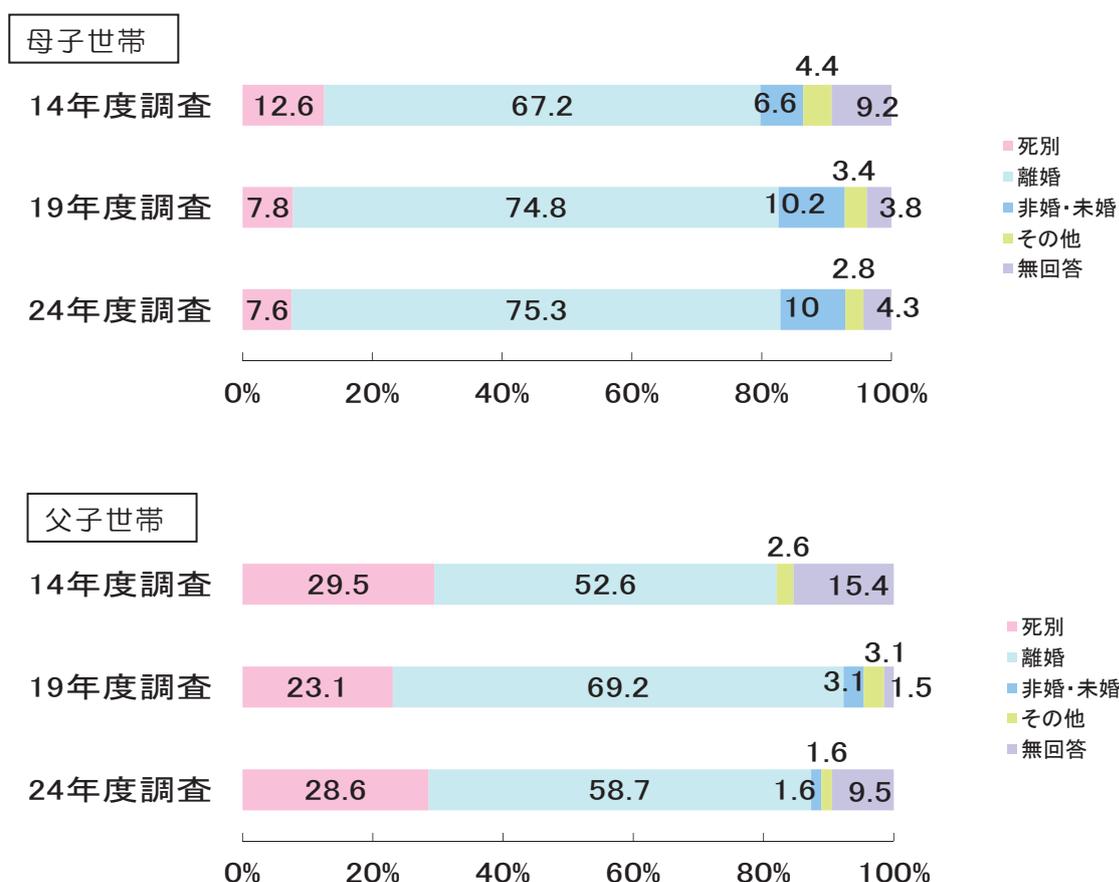
(3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親世帯の状況

東京都福祉保健基礎調査の中で5年に1度実施している「東京の子どもと家庭」（平成24年度）の調査結果をもとに、ひとり親の状況を概括します。

(ア) ひとり親になった理由

- 母子世帯の85.3%、父子世帯の60.3%が離婚、非婚・未婚¹*を理由とした生別世帯となっています（図表5）。

図表5 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった理由（東京・平成14～24年度）



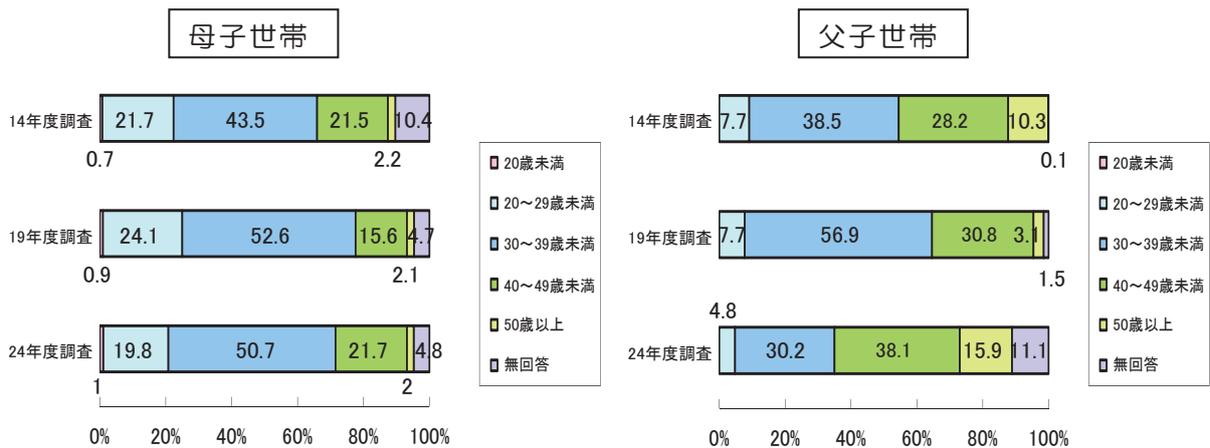
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

(イ) ひとり親世帯になった年齢、子供の年齢

- ひとり親になった年齢をみると、30歳代以下が母子世帯の71.5%を、父子世帯の35%を占めています（図表6）。

¹ 非婚「生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること」、未婚「いまだ結婚していないこと」（広辞苑第5版）

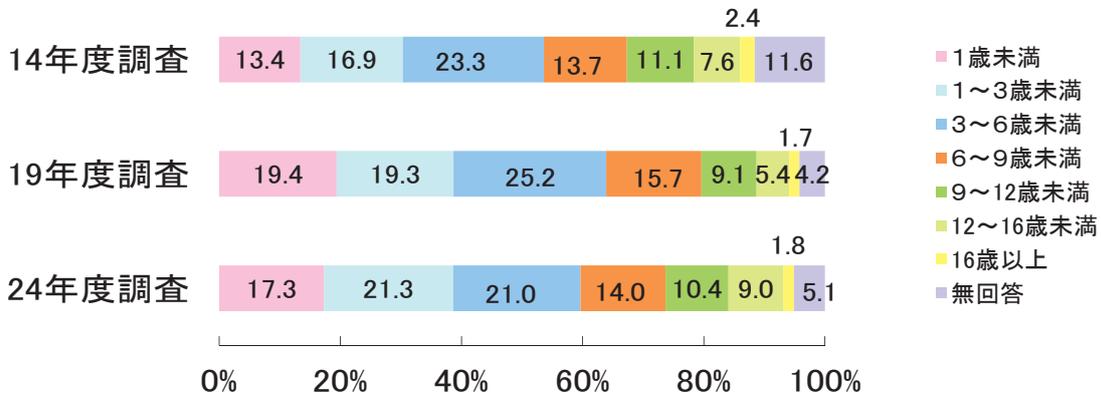
図表6 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった年齢（東京・平成14～24年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

○ ひとり親になったときの一番下の子供の年齢は、3歳未満児の割合が約4割となっています（図表7）。

図表7 ひとり親になったときの1番下の子供の年齢（東京・平成14～24年度）

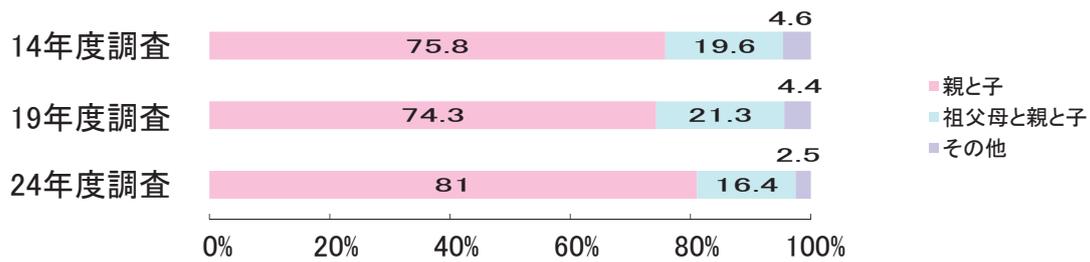


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

（ウ）世帯の状況

○ 平成24年度の三世帯同居の割合は16.4%となっています（図表8）。世帯別にみると、父子世帯が25.4%で、母子世帯15.5%に比べ高くなっています。

図表 8 世帯類型（東京・平成14～24年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

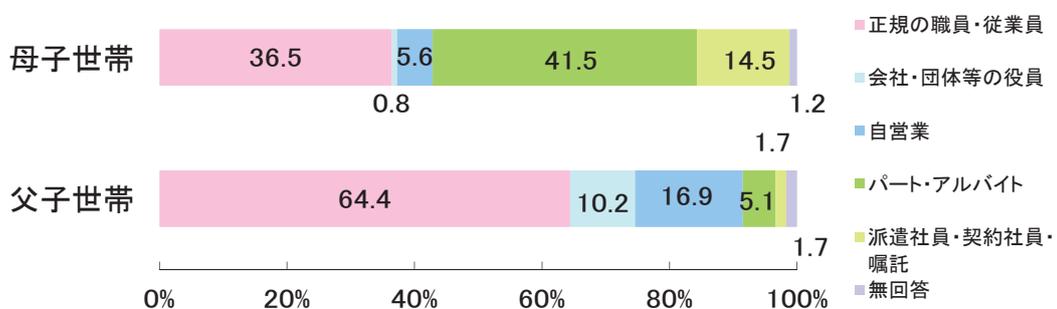
(エ) 住居の状況

- 母子世帯の住居の状況は、借家・賃貸住宅が 57.7%となっています。
- 父子世帯では、持ち家の割合が 58.7%となっています。

(オ) 就業の状況

- 母子世帯の 82.5%、父子世帯の 92.1%が、就業しています。
- 雇用形態をみると、就業している母では、常用雇用者である「正規職員・従業員」の割合は 36.5%で、「パート・アルバイト」が 41.5%、「派遣社員・契約職員・嘱託」が 14.5%となっています。就業している父では、「正規の職員・従業員」が 64.4%、「自営業」が 16.9%となっています。（図表 9）
- 働いているひとり親のうち、転職を希望する割合は、母 42.5%、父 17.2%となっています。

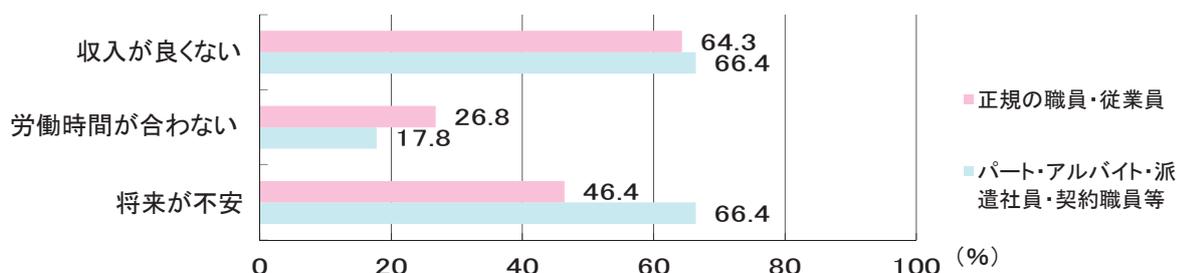
図表 9 ひとり親世帯の就業形態（東京・平成24年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母親の転職の希望理由を、従業上の地位別にみると、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」とともに、「収入が良くない」の割合が高くなっています。また、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」では、「将来が不安」の割合も高くなっています（図表 10）。

図表 10 母子世帯の母の従業上の地位別 転職の希望理由（東京・平成 24 年度）



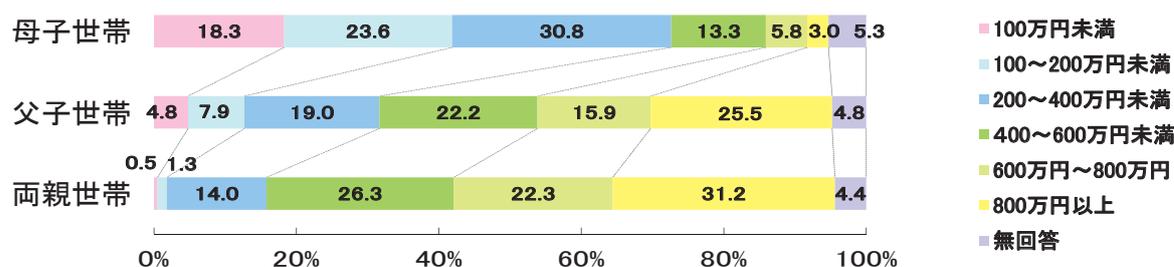
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計編）」より作成

- ひとり親世帯になった当時暮らしのためにしたこととしては（複数回答）、「自分が仕事を始めた」という回答が 27.2%、「仕事を続けた」が 46.9%、「転職した」が 9.0%となっています。

（カ）収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200 万円未満が全体の 41.9%、200～400 万円未満が 30.8%となっています。父子世帯では 200 万円未満の割合は 12.7%、200～400 万円未満は 19.0%です（図表 11）。
- 両親世帯では、600 万円以上の割合が 53.5%ですが、父子世帯では、41.4%、母子世帯では、8.8%です（図表 11）。（参考：平成 24 年の都内勤労者世帯の平均実収入は年換算約 690 万円「東京都生計分析調査」（東京都総務局））

図表 11 母子世帯・父子世帯別 年間収入の状況（東京・平成 24 年度）



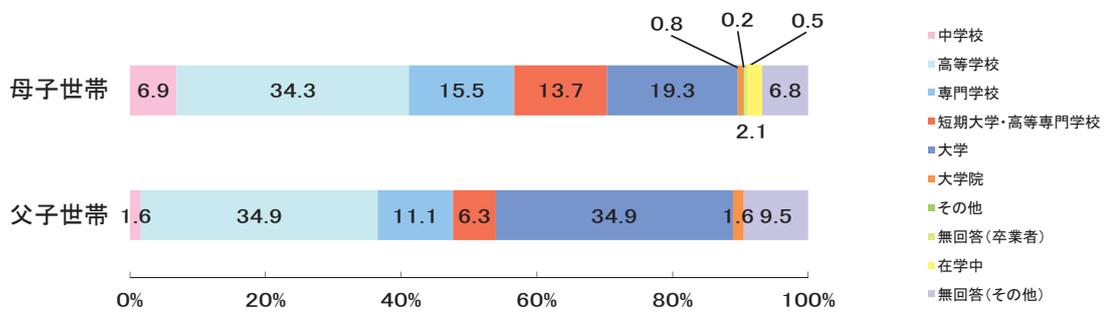
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母子世帯の主な収入（単数回答）として挙げられたものは、賃金・給料が 72.5%、児童手当、児童扶養手当等を含む各種社会保障給付金が 2.8%、養育費・慰謝料が 2.8%、年金・恩給が 3.5%です。父子世帯では、賃金・給料が 77.8%、事業所得が 9.5%、年金・恩給が 1.6%です

(キ) 父母の学歴

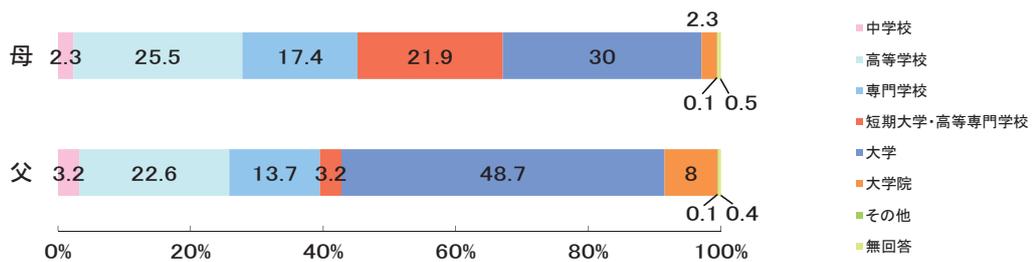
- 最終学歴が中学校及び高等学校の割合についてみると、母親全体では 27.8%であるのに対して母子世帯では 41.2%、父親全体では 25.8%であるのに対して父子世帯では 36.5%となっています。最終学歴が中学校の割合は、母子世帯では 6.9%と母親全体(2.3%)の 3 倍になっています（図表 12・13）。

図表 12 ひとり親世帯の父母の学歴（東京・平成 24 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

図表 13 父母の学歴（全体（東京・平成 24 年度））



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

(ク) 養育費²の状況

- 離婚、未婚・非婚による母子世帯のうち、いわゆる養育費を受けたこ

²子供を監護・教育するために必要な費用。一般的には、経済的・社会的に自立していない子供が自立するまでに要する費用。民法第 766 条第 1 項で、離婚後の子の監護に関する事項として規定されており、平成 15 年 4 月に母子寡婦法において、扶養義務の履行及び養育費支払の責務が明記された。

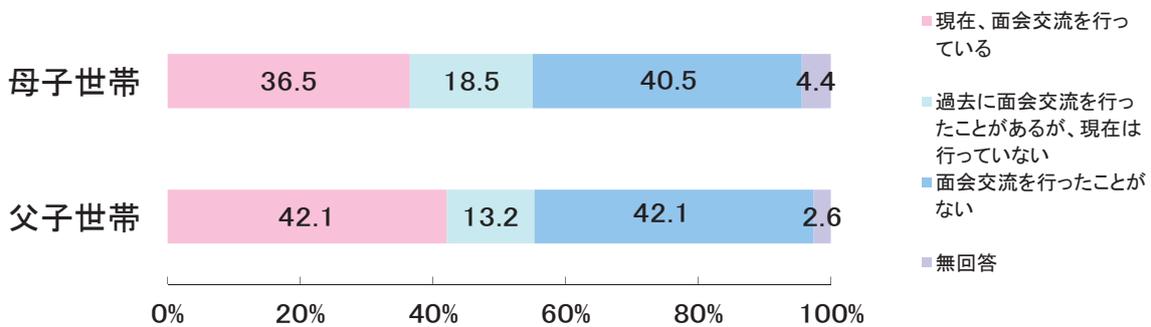
とがない世帯の割合は 56.8%となっています。

- 養育費を受けている世帯において、1か月の養育費の額として、一番多かったのが「2～4万円未満」で、全体の32.8%を占めており、以下「4～6万円未満」が25.4%、「8～10万円未満」が11.9%となっています。

(ケ) 面会交流³の実施について

- 「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」、「面会交流を行ったことがない」世帯の合計は、母子世帯59.0%、父子世帯55.3%となっています（図表14）。

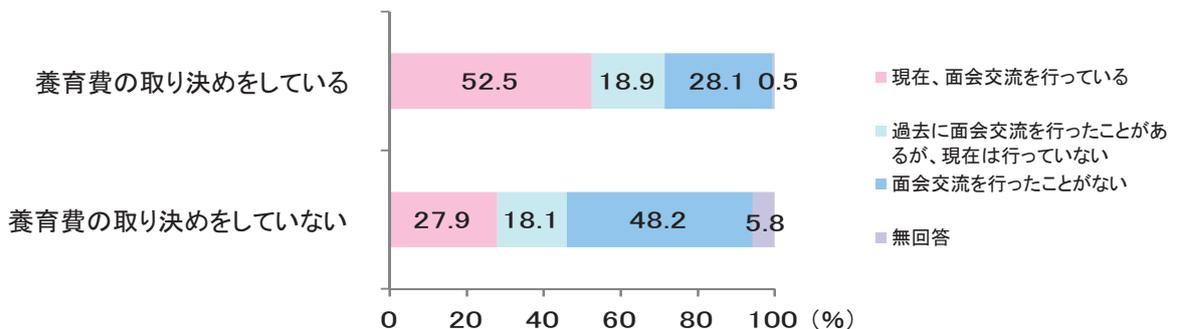
図表14 面会交流の有無（東京・平成24年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 面会交流の有無を養育費の取決め別にみると、現在、面会交流を行っている割合は、養育費の取決めをしている場合が52.5%で、養育費の取決めをしていない場合（27.9%）に比べて、24.6ポイント高くなっています（図表15）。

図表15 面会交流の有無と養育費の取決め（東京・平成24年度）



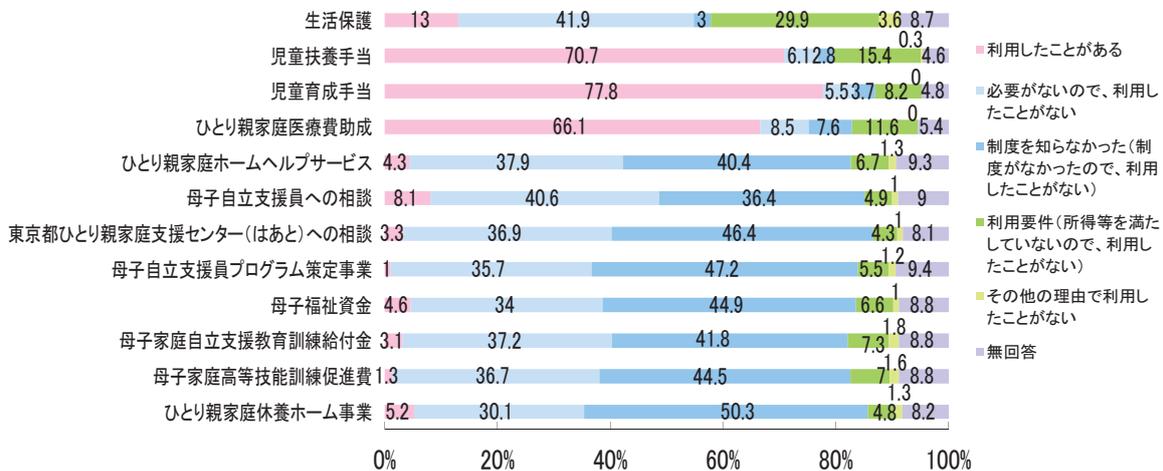
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

³ 夫婦が離婚した際に、子供と別れて暮らしている父や母が定期的に子供と会って話をしたり、一緒に遊ぶなどして交流すること。

(コ) 公的制度について

- ひとり親世帯向けの公的制度では、生活保護を除く、11 制度のうち、7つの制度で「制度を知らなかった」が4割を超えています（図表 16）。

図表 16 制度利用の有無（東京・平成 24 年度）

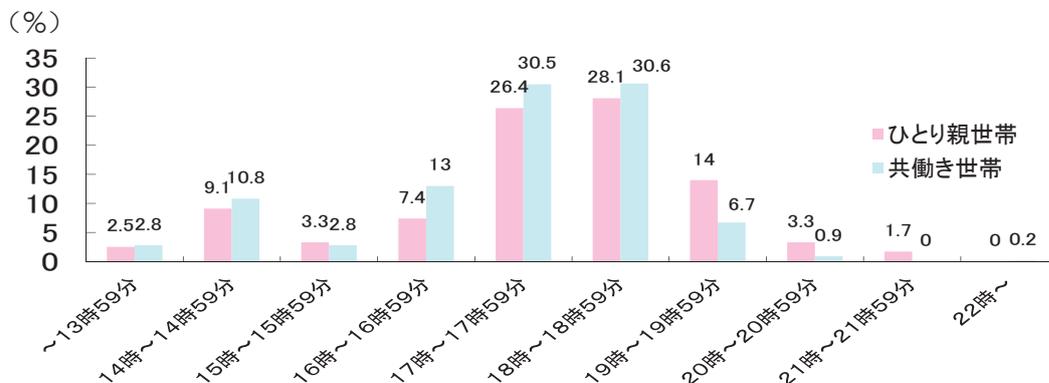


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

(サ) 保育の利用状況

- 就学前の子供がいるひとり親世帯の日中の主な子供の預け先は、認可保育所が72.7%、幼稚園が15.7%、その他が11.6%となっています。
- 保育所、幼稚園などの終了時間についてみると、ひとり親世帯では「午後6時～6時59分」が28.1%と一番多く、次が「午後5時～5時59分」で26.4%となっており、共働き世帯より保育の終了時間が遅い傾向にあります（図表 17）。

図表 17 保育の終了時間（東京・平成 24 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

- 主な預け先を利用した後に補助的な預け先を利用する「二重保育」については、10.7%（共働き世帯9.4%）となっています。
- 子供の預け先に関して不満に思うこととして、「子供が病気のために利用できない」が45.8%（共働き世帯32.4%）、「夜間や休日に利用できない」が25.0%（同12.3%）となっています。

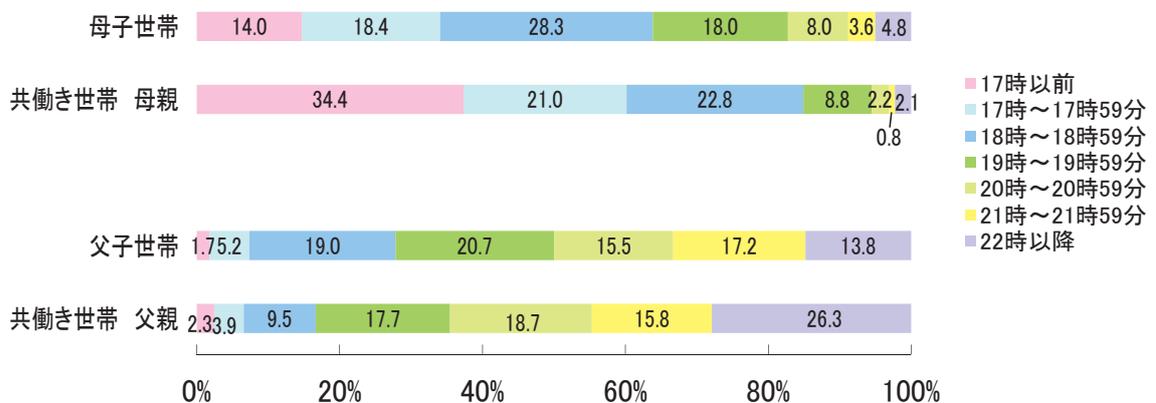
（シ）学童クラブの利用状況

- 学童クラブの利用状況については、ひとり親世帯では「利用したことがある」者の割合が61.2%と、共働き世帯の35.5%より高くなっています。
- 学童クラブを利用するにあたって望むことでは、「行き帰りが安全であること」が38.7%（共働き世帯45.7%）、「小学校高学年の子供を受け入れること」が18.8%（同14.9%）、「学校が休みの日に利用できること」が12.9%（同14.2%）、「利用時間が延長されること」が12.9%（同12.0%）、「長期休暇中（夏休み等）に昼食を提供してくれること」が14.8%（同12.6%）となっています。

（ス）帰宅時間

- 帰宅時間をみると、母子世帯は「17時以前から18時59分まで」が60.7%を占めていますが、父子世帯は、「21時以降」が31.0%となっています。母子世帯では、共働き世帯の母親に比べて17時以前に帰宅する割合が低くなっています（図表18）。

図表18 母子世帯・父子世帯別 帰宅時間の状況（東京・平成24年度）

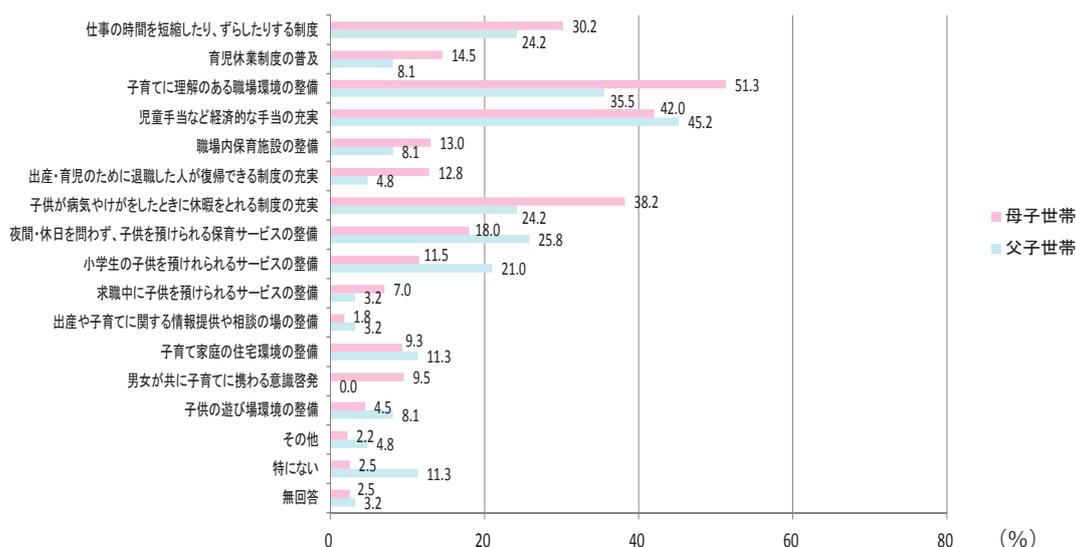


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

(セ) 子育てをするために必要なもの

- 子育てをするために必要なものは、「子育てに理解のある職場環境」が母子世帯51.3%・父子世帯35.5%、「児童手当など経済的な手当の充実」が母子世帯42.0%・父子世帯45.2%、「子供が病気やけがをしたときに休暇をとれる制度の充実」が母子世帯38.2%・父子世帯24.2%となっており、割合の高い項目は共通しています。(図表 19)。

図表 19 子育てをするために必要なもの（東京・平成 24 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

(ソ) 困っていること

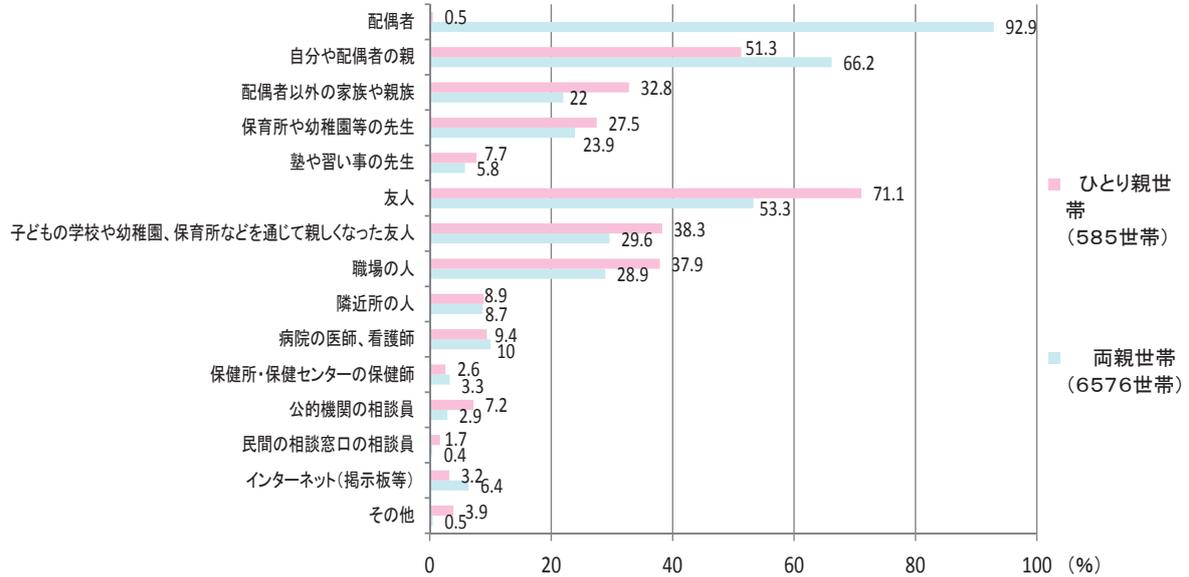
- 現在困っていることについて、回答が多いものを挙げると、母子世帯では「家計」（全体の72.6%）、「子供の教育・進路・就職」（同52.8%）、「仕事」（同39.4%）となっており、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」（同70.0%）、「家事」（同46.7%）、「子供の世話」（同40.0%）となっています。

(タ) 相談相手

- 相談相手の有無については、ひとり親世帯では、「いる」とした割合が89.4%でした。両親世帯に比べて「相談相手がいないのでほしい」という回答は、母子世帯（4.7%）、父子世帯（6.5%）とも、両親世帯（1.7%）に比べ高くなっています。一方、「必要ない」という回答は、父子世帯が19.4%と、両親世帯の5.2%、母子世帯の4.3%に比べ高くなっています。
- 具体的な相談相手としては、ひとり親世帯では、「友人（71.1%）」や「配偶者以外の家族や親族（32.8%）」、「子どもの学校や幼稚園・保育所

などを通じて親しくなった友人（38.3%）」、「職場の人（37.9%）」の割合が、両親世帯に比べて高くなっています（図表 20）。

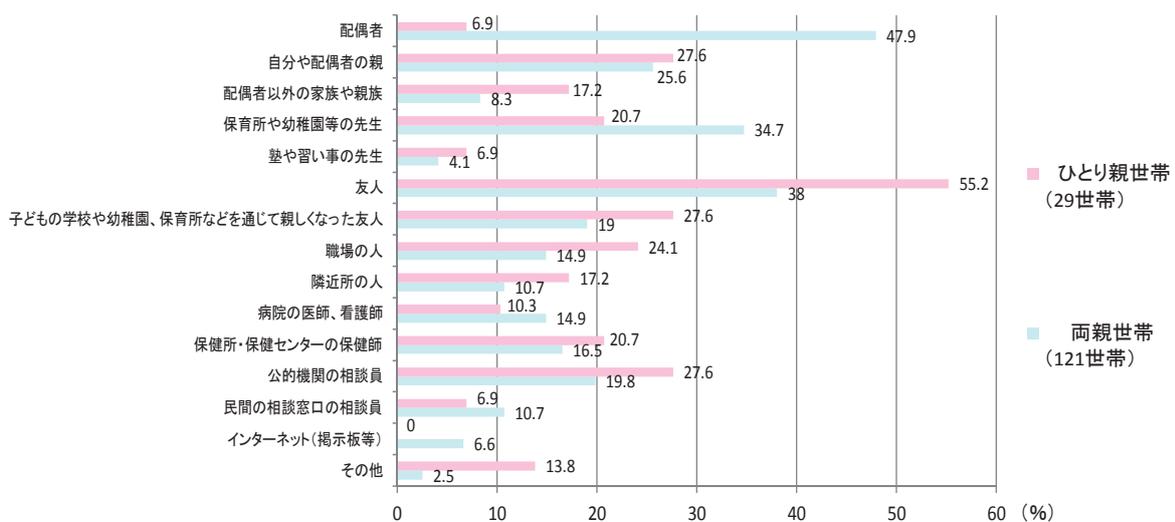
図表 20 ひとり親世帯・両親世帯別 相談相手（複数回答）（東京都・平成 24 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

○ 「相談相手がいなのでほしい」と回答した人のうち、相談したい相手を見ると、ひとり親世帯では、「友人（55.2%）」、「子どもの学校や幼稚園、保育所などを通じて親しくなった友人」と「公的機関の相談員」が27.6%で同率となっており、いずれも両親世帯より高くなっています。（図表 21）。

図表 21 ひとり親世帯・両親世帯別 相談したい相手（複数回答）（東京都・平成 24 年度）

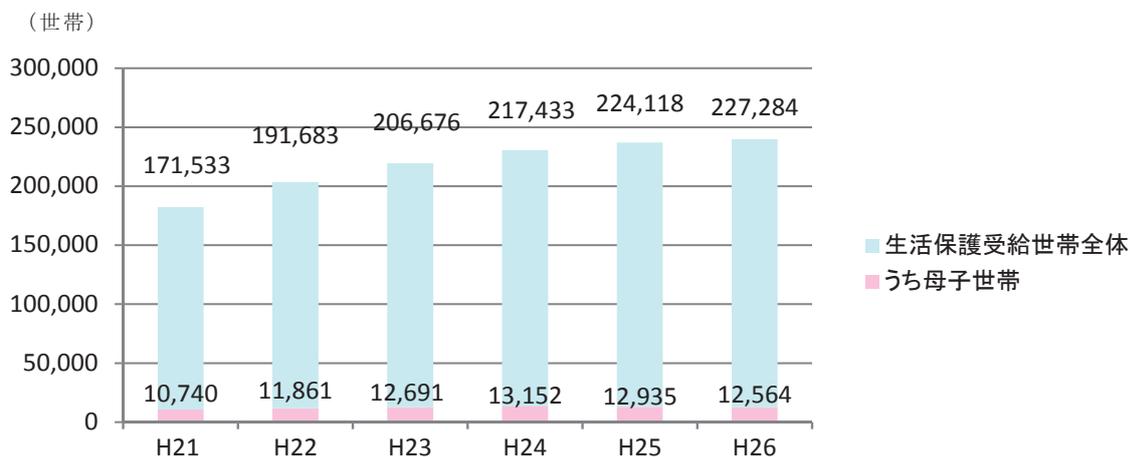


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計表）」より作成

(4) 生活保護受給世帯の状況

- 生活保護を受ける母子世帯⁴の数は増加傾向にあります。平成 26 年 7 月時点で、生活保護を受けている母子世帯は 12,564 世帯、そのうち母親が働いている世帯は 5,848 世帯で、約 5 割を占めています（図表 22）。

図表 22 生活保護受給世帯の推移（東京・平成 21～26 年、各年 7 月時点）



資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）

- 平成 25 年 9 月に、保護を開始した母子世帯は 143 世帯で、理由は、「働いていた者の離死別等」（32 世帯）、「年金・支送り等の減少・喪失」（42 世帯）、「就労収入の減少・喪失」（26 世帯）、「傷病」（18 世帯）等となっています。
- 平成 25 年 9 月に、保護を廃止した母子世帯は 67 世帯で、理由は、「働きによる収入の増加」（16 世帯）、「親類・縁者等の引取り」（9 世帯）等です。

⁴生活保護制度での母子世帯は、「現に配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満の子のみで構成されている世帯」をさす。

(5) 母子生活支援施設に入所する母子世帯の状況

- 母子生活支援施設⁵は、様々な事情を抱える母子世帯にとって、セーフティネットの役割を果たしています。また、自立に向けて、就労、生活、医療、心理、保育、教育と生活全般にわたる支援を行っています。

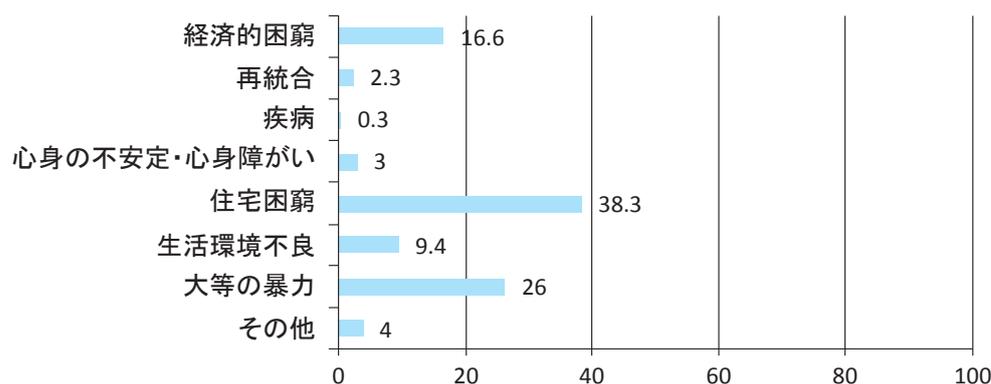
(ア) 施設の状況

- 母子生活支援施設の施設数及び入居世帯数・人員は、平成20年4月1日時点では、37施設、613世帯（1,510人）でしたが、平成26年4月1日現在、34施設、560世帯（1,316人）となっており、施設数、入居世帯数・人員とも減少しています。

(イ) 入所理由

- 平成25年4月1日時点の入所理由は、「住居困窮」が38.3%、「夫等の暴力」が26.0%、「経済的困窮」が16.6%でした（図表23）。

図表23 母子生活支援施設への入所理由（東京・平成25年4月1日）



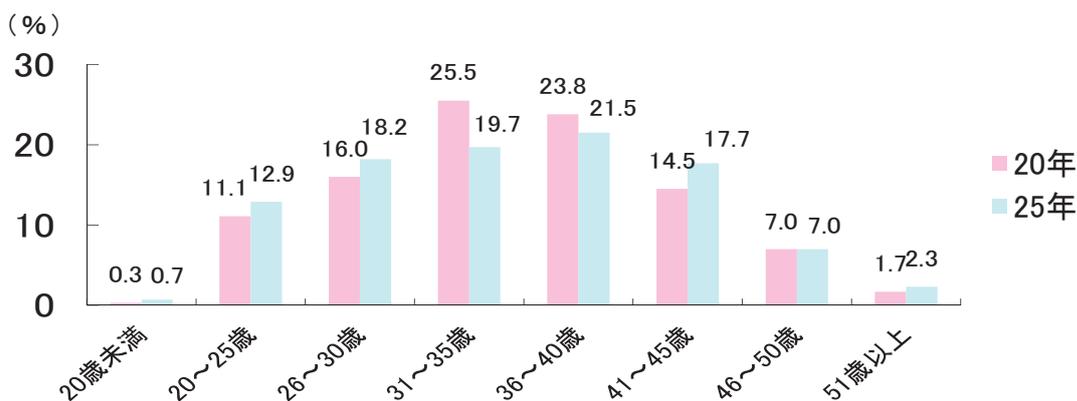
資料：東京都社会福祉協議会「平成25年度東京の母子生活支援施設の状況調査」

(ウ) 入所者の年齢構成

- 母親の年齢について、平成25年4月1日時点と平成20年4月1日時点と比較すると、30代の割合が減少し、20代及び40代前半の割合が増加しています（図表24）。

⁵母子生活支援施設とは、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）。

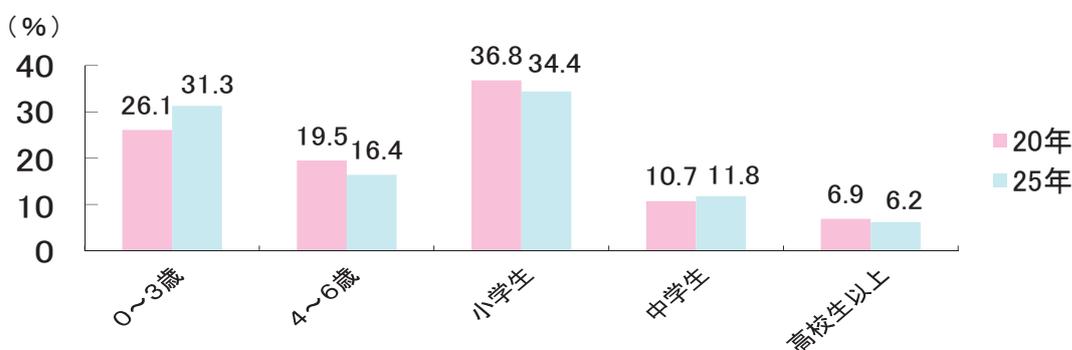
図表 24 母子生活支援施設に入所する母親の年齢別構成比
(東京・平成 20 年 4 月 1 日・25 年 4 月 1 日)



資料：東京都社会福祉協議会「平成 25 年度東京の母子生活支援施設の状況調査」、「東京の母子生活支援施設の現状と課題～平成 20 年度東京の母子生活支援施設実態調査報告書～」

- 入所児童の年齢をみると、平成 25 年 4 月 1 日では、0～3歳までが31.3%、4歳～6歳が 16.4%と未就学児が 47.7%を占めており、小学生 34.4%、中学生 11.8%、高校生以上 6.2%となっています（図表 25）。

図表 25 母子生活支援施設に入所する子供の年齢別構成比
(東京・平成 20 年 4 月 1 日・25 年 4 月 1 日)



資料：東京都社会福祉協議会「平成 25 年度東京の母子生活支援施設の状況調査」、「東京の母子生活支援施設の現状と課題～平成 20 年度東京の母子生活支援施設実態調査報告書～」

(エ) 障害等のある利用者の入所状況

- 母親の状況では、精神障害者保健福祉手帳を持つ、あるいは現に精神科を受診しているなど、精神的な課題を持つ入所者の割合は 27.6%でした。

(オ) DV 被害等世帯の状況

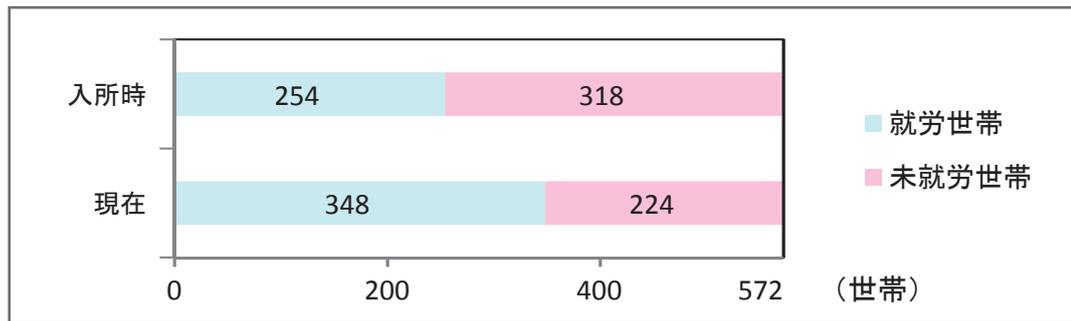
- 家庭の状況をみると、配偶者等暴力被害のある世帯数は 225 世帯で、全体の 39.3%を占めていました。また、子供が虐待経験のある世帯（入所前から虐待を経験した世帯を含む。）は、313 世帯であり、全体の 54.7%

を占めます。さらに、母親による虐待が継続している世帯は 64 世帯で、入所後も課題が継続している世帯もみられます。

(カ) 就労状況

- 母親の就労状況をみると、平成 25 年 4 月 1 日時点の入所世帯 572 世帯のうち 348 世帯(60.8%)が就労しています。それらの世帯が入所時に就労していた割合は 254 世帯(44.4%)であることから、入所している間の支援により、就労率が上昇したといえます(図表 26)。

図表 26 母親の就労状況(平成 25 年 4 月 1 日在所世帯)

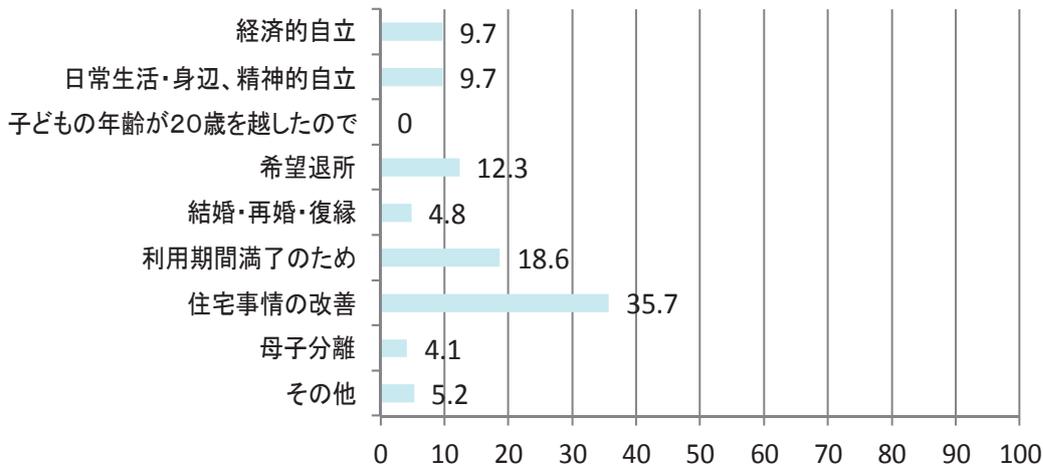


資料：東京都社会福祉協議会「平成 25 年度東京の母子生活支援施設の状況調査」

(キ) 退所状況

- 退所の状況をみると、平成 24 年度中に退所した母子世帯の退所理由は、「住宅事情の改善」が 35.7%、「希望退所」が 12.3%、「利用期間(入所時に入所世帯の状況に応じて設定)の満了」が 18.6%でした(図表 27)。退所後の住居は「民間アパート・賃貸」が 49.4%、「公営住宅」が 38.7%となっています。

図表 27 母子生活支援施設の退所理由(東京・平成 24 年度)



資料：東京都社会福祉協議会「平成 25 年度東京の母子生活支援施設の状況調査」

(ク) アフターケア実施状況

- 施設退所後の世帯に対するアフターケアは全母子生活支援施設において行われており、世帯数及び実施延件数ともに増加傾向にあります（図表 28）。平成 24 年度のアフターケアの主な内容は、相談援助（35 施設）、行事（29 施設）、学習支援（21 施設）となっており、相談援助では、健康課題（32 施設）、養育課題（27 施設）、就労課題（25 施設）が上位を占めています。

図表 28 アフターケアの年度利用世帯数と件数

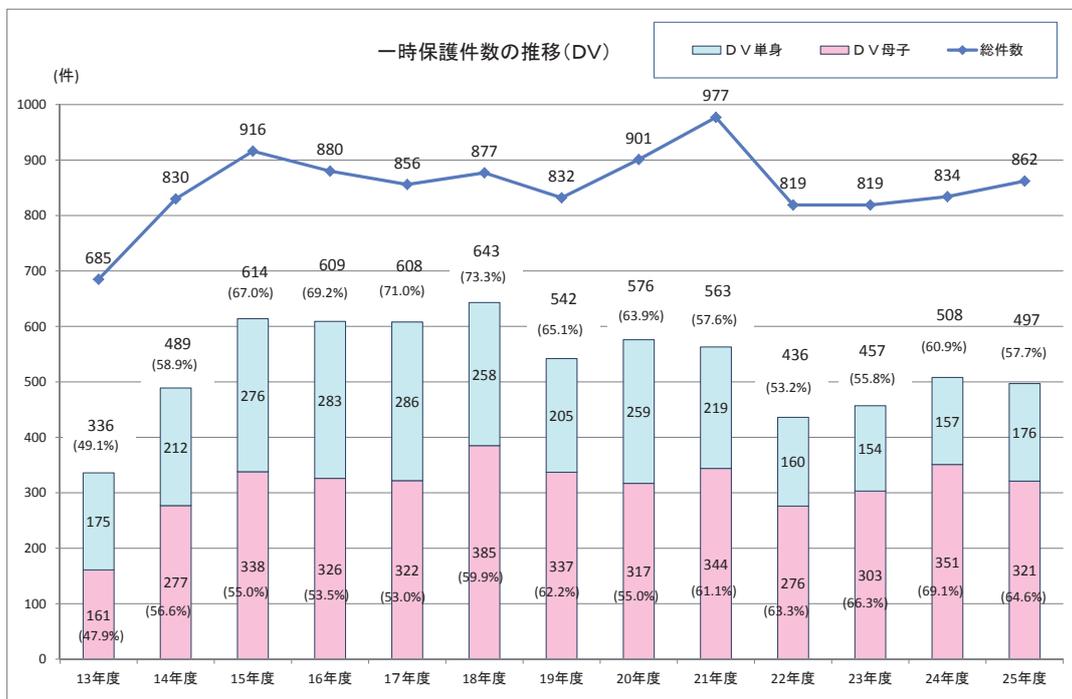


資料：東京都社会福祉協議会「平成 25 年度東京の母子生活支援施設の状況調査」

(6) 配偶者等暴力(DV)と母子

- 配偶者等暴力は、母子生活支援施設の入所理由の多くを占めており、離婚等の理由ともなっています。
- 東京都女性相談センターにおける配偶者等暴力による母子等の一時保護の内訳をみると、平成13年度は全体の47.9%でしたが、平成21年度以降は60%を超えて推移しており、平成25年度は、64.6%となっています(図表29)。
- 平成25年度に一時保護された母子等の母の年齢は、30代が54.5%、20代が20.9%、40代が20.2%です。同伴している児童は、幼児が46.5%、乳児が11.4%であり、約6割が未就学児でした。小学生は35.6%でした。
- 一時保護された母子等の退所先は、母子生活支援施設が11.4%、宿泊所等の他の社会福祉施設の割合が38.0%となっています。なお、自宅(帰宅)の割合は9.3%です。

図表29 一時保護件数の推移(東京・平成13~25年度)



資料：東京都福祉保健局調べ